三　私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正関係

私立学校教職員共済制度について、一の1の改正に準じた改正を行うこととした。（附則第二条の二関係）

四　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正関係

1　地方公務員等共済組合制度について、一の1の改正に準じた改正を行うこととした。（附則第八条の二及び第八条の三関係）

2　地方公務員等共済組合法による年金である給付について、一の3の改正に準じた改正を行うこととした。（附則第四条～第五条の二、第七条及び第七条の二関係）

五　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正関係

特例年金額を算定するに当たって算定する統合日前日の年金額について、平成二五年度については、〇・八パーセントの適正化が図られるよう改定する措置を講ずるとともに、平成二六年度以降の年度の当該年金額は、老齢厚生年金等の再評価率と同様に改定することとする措置を講ずることとした。（附則第三一条、第三一条の二、第三二条、第三六条～附則第三九条、第四一条、第四二条及び第四四条関係）

六　児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律の一部改正関係

児童扶養手当法による児童扶養手当等について、一の3の改正に準じた改正を行うこととし、手当額の改定の特例措置に係る規定の適用は、平成二六年度の月分までとし、平成二七年度以降は適用しないものとするとともに、手当額の改定の特例措置に基づく平成二五年度及び平成二六年度の手当額について、物価変動率を基準とする改定と併せて、それぞれ〇・七パーセントの適正化が図られるよう改定する措置を講ずることとした。（第一項及び第二項関係）

七　経過措置

平成二五年一〇月前の月分として支給される年金たる給付等について、所要の経過措置を設けることとした。（附則第二条～第六条関係）

八　この法律は、公布の日又は財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。ただし、一の3、二の2、四の2、五及び六に掲げる事項は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

◇自衛隊法等の一部を改正する法律（法律第一〇〇号）（防衛省）

一　自衛隊法の一部改正関係

1　航空自衛隊の航空総隊及び航空支援集団を改編することとした。（第二〇条関係）

2　防衛医科大学校の学生であって保健師及び看護師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練を受けている者の服制は防衛省令で定めることとした。（第三三条関係）

3　防衛医科大学校卒業生は、保健師及び看護師である幹部自衛官となるべき者又は保健師及び看護師である技官となるべき者の教育訓練を修了した者にあってはその修了後六年の期間を経過するまでは、隊員として勤続するよう努めなければならないものとすることとした。（第六四条の二関係）

4　防衛医科大学校卒業生は、当該教育訓練の修了の時以後初めて離職したときは、保健師及び看護師である幹部自衛官となるべき者又は保健師及び看護師である技官となるべき者の教育訓練を修了した者にあってはその修了後六年以上の期間隊員として勤続していた場合を除き、原則として政令で定める金額を国に償還しなければならないものとすることとした。（第九九条関係）

5　自衛隊の部隊等が第八四条の四第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う合衆国軍隊（アメリカ合衆国の軍隊をいう。）に対し、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、物品又は役務の提供を実施することができることとした。（第一〇〇条の六関係）

6　自衛隊が任務遂行に支障を生じない限度において、物品又は役務の提供を次に掲げるオーストラリア軍隊（オーストラリアの軍隊をいう。）に実施することができることとした。（第一〇〇条の八関係）

㈠　自衛隊及びオーストラリア軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するオーストラリア軍隊

㈡　天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行うオーストラリア軍隊であって、第八三条第二項又は第八三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

㈢　部隊等が第八四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該輸送と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

㈣　部隊等が第八四条の四第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

㈤　連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。㈥において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するオーストラリア軍隊

㈥　連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりオーストラリア内にあるオーストラリア軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うオーストラリア軍隊

7　物品及び役務の提供として行う業務は、次に掲げるオーストラリア軍隊の区分に応じて定めるものとすることとした。（第一〇〇条の八関係）

㈠　6の㈠に掲げるオーストラリア軍隊　補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

㈡　6の㈡から㈥までに掲げるオーストラリア軍隊　補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

8　提供される物品には、武器（弾薬を含む。）は含まないものとすることとした。（第一〇〇条の八関係）

9　自衛隊法その他の法律の規定により、自衛隊からオーストラリア軍隊に対して物品又は役務の提供を実施する場合の決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の定めるところによることとした。（第一〇〇条の九関係）

二　防衛省設置法の一部改正関係

1　防衛医科大学校は、保健師及び看護師である幹部自衛官となるべき者並びに保健師及び看護師である技官となるべき者の教育訓練を行うものとすることとした。（第一六条関係）

2　防衛医科大学校は、自衛隊の任務遂行に必要な看護学に関する高度の理論及び応用についての知識等を修得させるための教育訓練等を行うものとすることとした。（第一六条関係）

3　1の教育訓練の修業年限は、四年とすることとした。（第一六条関係）

4　看護学教育を行う教員の資格については、学校教育法に基づき看護学教育を行う大学の教員の資格の例によるものとすることとした。（第一六条関係）

5　防衛医科大学校の設備、編制その他の事項は防衛省令で定め、この場合において、学校教育法に基づき看護学教育を行う大学の設備、編制その他に関する設置基準が定められている事項についてはこの設置基準の例により、保健師助産師看護師法に基づき基準が定められている事項についてはこの基準の例によるものとすることとした。（第一六条関係）